



## 高知県観光リカバリーキャンペーン協力金

### 募集期間

2020年6月17日から2020年7月17日まで

### 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、失われた本県の観光需要の早期回復を図ることを目的に、県が定める高知県観光リカバリー戦略（別添「高知県観光リカバリーキャンペーン協力金申請等の手引き」を参照）において規定したフェーズごとの方向性と施策、及び推進体制を理解し、県外観光客を招き入れることや県内での移送に協力していただける県内の対象事業者（法人・個人）の皆さまに対して、「高知県観光リカバリーキャンペーン協力金」を支給します。

### 支援内容

#### ▼対象事業

旅行業

旅館業

住宅宿泊事業

貸切バス事業

タクシー事業

レンタカー事業

### 支援規模

#### ▼支給額

1事業者あたり10万円

※複数の対象事業を運営する事業者であっても、10万円となります。

## 対象者の詳細

### ▼申請要件

協力金の申請対象者は、次の全ての要件を満たす方とします。

- 1.高知県内で対象事業（別表1）を運営する事業者（高知県外に本社、本店、住所（個人）がある事業者は除く。以下同じ。）で、法人又は個人事業主であること。
- 2.本協力金の申請時点において、法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、対象事業を運営していること。
- 3.申請者等（代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等）が、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、別表2に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
- 4.国又は法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2に基づき指定を受けた指定管理者が施設の管理を行っている場合には、当該指定管理者が申請することができる。また、市町村が主に移住検討中の人のために設置するいわゆるおとし滞在施設について、運営全般を業務委託している場合は、当該受託者が申請することができる。
- 5.本年5月26日付けで「県民の皆さまへ」と題してお願いしている（別添参照）、「3密」の回避や業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践など、「県内の店舗等で営業を行う際の適切な感染防止策の実施」及び「『新しい生活様式』等の実践」に取り組んでいただくこと。
- 6.感染症拡大防止と観光客へのおもてなしを前提として、高知県が定める「高知県観光リカバリー戦略」の推進に協力いただけること。具体的には、以下に示す協力内容のいずれか（1つもしくは、それ以上）にご協力いただけること。

## 対象地域



## お問い合わせ

高知県観光リカバリーキャンペーン協力金 申請窓口

電話番号：088-823-9143

受付時間：午前9時から午後5時まで（土日、祝日は除く。）

### 担当者

会社名：一般社団法人財務セカンドオピニオン協会  
担当：橋本  
住所：東京都港区高輪3-25-22高輪カネオビル

当サービスは業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については一般社団法人財務セカンドオピニオン協会が保証するものではありません。サービスのご利用はお客様の判断の元で行なってください。万一サービス提供を受けた結果損害が生じても、一般社団法人財務セカンドオピニオン協会には責任を負いかねます。

補助金、助成金検索サービスである業務委託先へお客様情報(企業情報)を提供し作成した資料となっております。

＜お客様情報(企業情報)お取り扱いについて＞

提供先：株式会社グランドツー（住所：東京都渋谷区南平台町3-13 新掘ビル3F電話：03-6427-0944）

利用目的：株式会社グランドツーはお預かりした情報を補助金、助成金検索の目的で利用します。

提供される内容：該当する可能性がある補助金、助成金